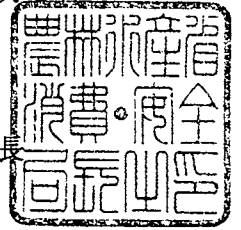




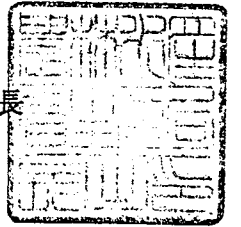
23消安第2444号
 23生産第3442号
 23林政産第99号
 23水推第418号
 平成23年8月1日

全国稲作経営者会議会長 殿

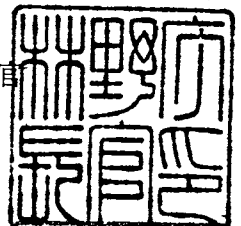
農林水産省消費・安全局長



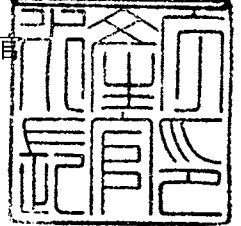
生産局長



林野庁長官



水産庁長官



放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について

- 1 今般、「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」（平成23年8月1日付け23消安第2444号・23生産第3442号・23林政産第99号・23水推第418号農林水産省消費・安全局長・生産局長・林野庁長官・水産庁長官通知）を、別添のとおり、各都道府県知事宛て通知しました。
 - 2 貴団体におかれましても、この通知の趣旨を踏まえ、貴団体傘下の関係者に対して、以下に掲げる内容の周知徹底をよろしくお願いいたします。
- (1) 耕種農家の関係団体
 会員である耕種農家に対して、次の点を指導すること。
- ① 暫定許容値を超える肥料・土壌改良資材・培土を農地土壌に施用しないこと
 - ② 肥料・土壌改良資材・培土を購入したり譲り受ける場合には、販売業者・譲渡者に暫定許容値を超えていないことを確認すること
 - ③ 自ら生産した肥料・土壌改良資材・培土を施用する場合には、暫定許容値を超えていないことを確認するか、都道府県と相談すること

- ④自ら生産した肥料・土壌改良資材・培土又はそれらの原料を販売したり譲渡する場合には、相手方の耕種農家・肥料製造業者等に生産状況等に関する情報を適切に提供すること
 - ⑤自ら生産した飼料原料又は飼料を販売したり譲渡する場合には、相手方の畜産農家・飼料製造業者等に生産状況等に関する情報を適切に提供すること
- (2) 畜産農家の関係団体
会員である畜産農家に対して、次の点を指導すること。
- ①暫定許容値を超える飼料（粗飼料・濃厚飼料を含むすべての飼料）を牛、馬、豚、家きん等に使用しないこと
 - ②飼料を購入したり譲り受ける場合には、販売業者・譲渡者に、暫定許容値を超えていないことを確認すること
 - ③自ら生産した飼料を使用する場合には、暫定許容値を超えていないことを確認するか、都道府県と相談すること
 - ④自らの経営から生じた家畜排せつ物又はこれを原料とする堆肥を販売したり譲渡する場合には、相手方の耕種農家・堆肥製造業者等に飼料その他の飼養管理状況に関する情報を適切に提供すること
 - ⑤めん羊、山羊及び鹿については、牛等と比べて放射性セシウムの畜産物への移行性が高いことから、飼料を含めた飼養管理についてより厳格にすること
- (3) 養殖業者の関係団体
会員である養殖業者に対して、次の点を指導すること。
- ①暫定許容値を超える飼料を養殖魚に使用しないこと
 - ②飼料を購入したり譲り受ける場合には、販売業者・譲渡者に、暫定許容値を超えていないことを確認すること
 - ③自ら生産した飼料を使用する場合には、暫定許容値を超えていないことを確認するか、都道府県と相談すること
 - ④自らの経営から生じた魚等の残渣・廃棄物又はこれを原料とする肥料又は飼料を販売したり譲渡する場合には、相手方の耕種農家・堆肥製造業者等又は畜産農家・飼料製造業者等に生産状況等に関する情報を適切に提供すること
- (4) 肥料・土壌改良資材・培土の製造業者（堆肥センター等を含む）及びその関係団体
製造業者は次の点を確実に実行すること。また、関係団体は、会員である製造業者に対して、次の点を指導すること。
- 製造した肥料・土壌改良資材・培土が暫定許容値を超えていないことを自ら確認した上で出荷すること
- (5) 飼料の製造業者の関係団体
会員である製造業者に対して、次の点を指導すること。
- 製造した飼料が暫定許容値を超えていないことを自ら確認した上で出荷すること
- (6) 肥料・土壌改良資材・培土の販売業者の関係団体
会員である販売業者に対して、次の点を指導すること。
- 販売する肥料・土壌改良資材・培土が暫定許容値を超えていないことを確認した上で、購入し販売すること
- (7) 飼料の販売業者の関係団体
会員である販売業者に対して、次の点を指導すること。
- 販売する飼料が暫定許容値を超えていないことを確認した上で、購入し販売すること
- (8) 肥料・土壌改良資材・培土又はその原料の集荷業者の関係団体

会員である集荷業者に対して、次の点を指導すること。

- 肥料・土壌改良資材・培土の製造業者等に販売する際に、その集荷したものである生産状況・家畜の飼養管理状況等の情報を適切に提供すること

(9) 飼料又はその原料の集荷業者の関係団体

会員である集荷業者に対して、次の点を指導すること。

- 飼料の製造業者等に販売する際に、その集荷したものである生産状況等の情報を適切に提供すること

写

23消安第2444号
23生産第3442号
23林政産第99号
23水推第418号
平成23年8月1日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長
生産局長
林野庁長官
水産庁長官

放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定
について

- 1 東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の降下の影響で、原発周辺県で収集された動植物性堆肥原料（家畜排せつ物、魚粉、わら、もみがら、樹皮、落ち葉、雑草、残さ等）が放射性セシウムに汚染され、これらを原料として生産された堆肥が高濃度の放射性セシウムを含有する可能性があります。
- 2 高濃度の放射性セシウムを含む堆肥を農地土壌に施用すれば、農地土壌中の放射性セシウム濃度が増加し、そこで生産される農作物の放射性セシウム濃度が食品衛生法（昭和22年法律第233号）の暫定規制値を超過する可能性が増大します。
- 3 また、個々の農家ごとに放射性セシウム濃度の大きく異なる堆肥を施用すれば、同一地域内に放射性セシウム濃度の大きく異なるほ場が存在することになり、地域を単位として実施している野菜等の出荷制限や作付け制限の前提が崩壊しかねません。
- 4 さらに、普通肥料の中にも堆肥原料を混入したものがあほか、肥料以外に土壌改良資材や培土として農地土壌に施用されるものもあり、肥料・土壌改良資材・培土全般について慎重に対処することが必要です。
- 5 一方、米ぬか、ふすま、魚粉等の肥料原料は飼料の原料としても使われている場合が多く、飼料が家畜排せつ物・肥料を経由して農地土壌へ還元され農作物へ吸収されるといった物質循環があること、また、今後、平成23年産の飼料米、米ぬか、ふすま、稲わら、油かす等が直接飼料として、又は配合飼料等の原料として使用され、畜産物に放射性セシウムが移行する可能性があることから、飼料全般について、慎重に対処することが必要です。

6 こうしたことを踏まえて、放射性セシウムによる農地土壌の汚染拡大を防止するとともに、食品衛生法上問題のない農畜水産物の生産を確保する観点から、肥料・土壌改良資材（わら、もみがら等をそのまま農地土壌に施用する場合を含む。以下同じ。）・培土及び飼料（粗飼料及び濃厚飼料を含む。以下同じ。）についての放射性セシウムの暫定許容値を下記1のとおり決めました。

7 つきましては、各都道府県の肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の生産・流通・消費の実態を踏まえた上で、暫定許容値を超える肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の施用・使用・生産又は流通が行われないよう、下記2により、関係者に周知の上、的確に御指導いただき、またその遵守状況を的確に確認していただきますよう、よろしくお願いいたします。その際、普及指導センター、家畜保健衛生所等の関係機関等も活用していただきますようお願いいたします。

なお、指導に際して、御不明の点がありましたら、遠慮なく、別添の農林水産省の担当課にお問い合わせいただきますよう、お願いいたします。

8 また、指導に際して、暫定許容値を超える可能性の高いものを中心に、肥料・土壌改良資材・培土又は飼料の放射性セシウムを検査することが必要となりますが、その方法等につきましては、別途御連絡いたします。（牧草については、「原子力発電所事故を踏まえた粗飼料中の放射性物質の暫定許容値の設定等について」（平成23年4月14日付け23消安第456号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知）及び「原子力発電所事故を踏まえた飼料生産・利用等について」（平成23年4月22日付け23生畜第186号生産局畜産部畜産振興課長通知）で通知済みです。）

9 今般の措置に伴い、利用できない堆肥原料、堆肥、飼料原料、飼料等が大量に発生することが予測されます。（特に、堆肥原料については、農林水産分野だけではなく他の分野からも発生します。）

これらの保管・処分等については、「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」（平成23年6月16日付け原子力災害対策本部）に準じて実施することとなりますが、保管・処理場所の確保等について、政府全体として検討した上で、方針をお示ししたいと考えております。

10 また、本通知に伴い肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の施用・使用・生産又は流通を断念したことにより発生した農業者等関連事業者の損害については、原子力損害賠償紛争審査会の議を経て適切な賠償が行われるよう、万全を期す考えです。

記

1. 暫定許容値の設定

(1) 肥料・土壌改良資材・培土中の放射性セシウムの暫定許容値

肥料・土壌改良資材・培土中に含まれることが許容される最大値は、

400ベクレル/kg（製品重量）

肥料等を長期間施用しても、原発事故前の農地土壌の放射性セシウム濃度の範囲に収まる水準。この水準であれば、農地への施用作業時の外部被曝が廃棄物再利用のクリアランスレベル（10 μ Sv/年。平成23年6月3日原子力安全委員会決定）を下回る。

ただし、

- ① 農地で生産された農産物の全部又は一部を当該農地に還元施用する場合
 - ② 畜産農家が飼料を自給生産する草地・飼料畑等において自らの畜産経営から生じる家畜排せつ物又はそれを原料とする堆肥を還元施用する場合
 - ③ 畜産農家に供給する飼料を生産している農家等が、当該飼料を生産する草地・飼料畑等において、当該飼料の供給先の畜産経営から生じる家畜排せつ物又はそれを原料とする堆肥を還元施用する場合
- においては、この限りでない。

（2）飼料中の放射性セシウムの暫定許容値

- ① 牛、馬、豚、家きん等用飼料中に含まれることが許容される最大値

300ベクレル/kg（粗飼料は水分含有量8割ベース、その他飼料は製品重量）

（飼料から畜産物への移行係数、食品中の暫定規制値（放射性セシウムについては、乳200ベクレル/kg、肉500ベクレル/kg）及び飼料の給与量から算出。）

ただし、乳用牛（経産牛及び初回交配以降の牛）又は肥育牛以外の牛のうち、当分の間、と畜出荷することを予定していない牛に給与される粗飼料であって、その生産者自ら生産したもの、又は、単一若しくは近隣の複数の市町村内で耕畜連携の取組等により生産したものについては、例外的に3000ベクレル/kg（水分含有量8割ベース）まで使用を認める。この飼料を摂取した育成牛は、肥育牛として12ヶ月以上肥育した後にと畜出荷すること。

- ② 養殖魚用飼料中に含まれることが許容される最大値

100ベクレル/kg（製品重量）

（飼料から水産物への移行係数、食品中の暫定規制値（放射性セシウムについては、魚500ベクレル/kg）及び飼料の給与量から算出。）

※製品重量とは、配合飼料等、家畜に給与される製品段階の重量とする。

2. 耕種農家、畜産農家等関係者に対する指導

（1）耕種農家向け指導

- ① 暫定許容値を超える肥料・土壌改良資材・培土を農地土壌に施用しないこと
- ② 肥料・土壌改良資材・培土を購入したり譲り受ける場合には、販売業者・譲渡者に暫定許容値を超えていないことを確認すること
- ③ 自ら生産した肥料・土壌改良資材・培土を施用する場合には、暫定許容値を超えていないことを確認するか、都道府県と相談すること
- ④ 自ら生産した肥料・土壌改良資材・培土又はそれらの原料を販売したり譲渡する場合には、相手方の耕種農家・肥料製造業者等に生産状況等に関する情報を適切に提供すること

- ⑤自ら生産した飼料原料又は飼料を販売したり譲渡する場合には、相手方の畜産農家・飼料製造業者等に生産状況等に関する情報を適切に提供すること

(2) 畜産農家向け指導

- ①暫定許容値を超える飼料（粗飼料・濃厚飼料を含むすべての飼料）を牛、馬、豚、家きん等に使用しないこと
- ②飼料を購入したり譲り受ける場合には、販売業者・譲渡者に、暫定許容値を超えていないことを確認すること
- ③自ら生産した飼料を使用する場合には、暫定許容値を超えていないことを確認するか、都道府県と相談すること
- ④自らの経営から生じた家畜排せつ物又はこれを原料とする堆肥を販売したり譲渡する場合には、相手方の耕種農家・堆肥製造業者等に飼料その他の飼養管理状況に関する情報を適切に提供すること
- ⑤めん羊、山羊及び鹿については、牛等と比べて放射性セシウムの畜産物への移行性が高いことから、飼料を含めた飼養管理についてより厳格にすること

(3) 養殖業者向け指導

- ①暫定許容値を超える飼料を養殖魚に使用しないこと
- ②飼料を購入したり譲り受ける場合には、販売業者・譲渡者に、暫定許容値を超えていないことを確認すること
- ③自ら生産した飼料を使用する場合には、暫定許容値を超えていないことを確認するか、都道府県と相談すること
- ④自らの経営から生じた魚等の残渣・廃棄物又はこれを原料とする肥料又は飼料を販売したり譲渡する場合には、相手方の耕種農家・堆肥製造業者等又は畜産農家・飼料製造業者等に生産状況等に関する情報を適切に提供すること

(4) 肥料・土壌改良資材・培土の製造業者（堆肥センター等を含む）向け指導

- 製造した肥料・土壌改良資材・培土が暫定許容値を超えていないことを自ら確認した上で出荷すること

(5) 飼料の製造業者向け指導

- 製造した飼料が暫定許容値を超えていないことを自ら確認した上で出荷すること

(6) 肥料・土壌改良資材・培土の販売業者向け指導

- 販売する肥料・土壌改良資材・培土が暫定許容値を超えていないことを確認した上で、購入し販売すること

(7) 飼料の販売業者向け指導

- 販売する飼料が暫定許容値を超えていないことを確認した上で、購入し販売すること

(8) 肥料・土壌改良資材・培土又はその原料の集荷業者向け指導

- 肥料・土壌改良資材・培土の製造業者等に販売する際に、その集荷したのものに関する生産状況・家畜の飼養管理状況等の情報を適切に提供すること

(9) 飼料又はその原料の集荷業者向け指導

飼料の製造業者等に販売する際に、その集荷したものに関する生産状況等の情報を適切に提供すること

【別添】農林水産省担当窓口について

(代表：03-3502-8111)

○堆肥について

消費・安全局 農産安全管理課 肥料企画班・肥料検査指導班

○土壌改良資材について

生産局 農業環境対策課 土壌環境保全班

○培土について

生産局 農業生産支援課 資材効率利用推進班

○飼料について

消費・安全局 畜水産安全管理課 飼料安全基準班

生産局 畜産振興課 飼料生産計画班

○家畜排せつ物について

生産局畜産部 畜産企画課 畜産環境・経営安定対策室環境企画班

○魚粉・養殖魚について

水産庁 漁政部 加工流通課 加工振興班

増殖推進部 栽培養殖課 養殖指導班・内水面班

耕種農家の皆様へ

農地を汚染して食品衛生法上の暫定規制値を超える農作物を生産しないよう、以下に気をつけて下さい。

- 暫定許容値を下回る堆肥を含む肥料・土壌改良資材・培土（以下堆肥等と総称します。）を使いましょう。
注：わら・もみがら等をそのまま施用する場合も含まれます。
- 購入したり譲り受ける場合は、相手にどの時期に・どの地域で・どのように生産されたものか確認しましょう。
- 自ら生産した堆肥等を使う際には、使った原料・生産時期・保管場所を確認し、放射性セシウムの状況については、県にお問い合わせ下さい。
- 堆肥等・堆肥等原料又は飼料・飼料原料を販売・譲渡する場合は、生産状況等の情報を適切に提供しましょう。

<肥料・土壌改良資材・培土中に含まれることが許容される放射性セシウムの最大量（暫定許容値）>

1キログラム（製品重量）あたり 400ベクレル

ただし、以下の場合、農地土壌の汚染を拡大することはないので、暫定許容値にかかわらず、農産物、家畜排せつ物又はそれを原料とする堆肥を施用することが出来ます。

- ① 生産した農産物の全部又は一部をその農地に還元する場合
- ② 草地・飼料畑等で生産した飼料を畜産経営に供給し、その畜産経営から入手した家畜排せつ物又は堆肥を、元の草地・飼料畑に還元する場合

このことに関するお問い合わせは

〇〇県〇〇課

〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

畜産農家の皆様へ

食品衛生法上の暫定規制値を超える乳・肉・卵を生産しないよう、以下に気をつけて下さい。

- 暫定許容値を下回る飼料を使いましょう。
- 粗飼料については、どの時期に・どの地域で・どのように生産されたものか確認し、放射性セシウムの状況については、県にお問い合わせ下さい。
- 配合飼料については、国産飼料原料を使用したものもありますので、飼料販売業者に確認しましょう。
- 家畜排せつ物又はこれを原料とする堆肥を販売・譲渡する場合は、飼料その他の飼養管理状況の情報を適切に提供しましょう。

<飼料の放射性セシウムの暫定許容値>

牛・馬・豚・家きん等用のすべての飼料

1キログラムあたり 300ベクレル

〔例外〕繁殖牛・育成牛等に給与される粗飼料で、

- ① 当該畜産農家が自給生産したもの
- ② 単一若しくは近隣の複数の市町村内で耕畜連携の取組等により生産されたもの

1キログラムあたり3,000ベクレル

- 以下の場合、農地土壌の汚染を拡大することはないので、肥料等の放射性セシウムの暫定許容値にかかわらず、家畜排せつ物又は堆肥を施用することが出来ます。
- ① 自ら飼料を生産する草地・飼料畑等に、自らの経営で生じた家畜排せつ物又は堆肥を還元する場合
- ② 飼料生産農家から飼料の供給を受け、家畜排せつ物又は堆肥を元の飼料生産農家の草地・飼料畑等に還元する場合

このことに関するお問い合わせは

〇〇県〇〇課

〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

養殖業者の皆様へ

食品衛生法上の暫定規制値を超える養殖魚を生産しないよう、以下に気をつけて下さい。

- 暫定許容値を下回る飼料を使いましょう。
- 飼料を購入したり、譲り受ける場合には、国産飼料原料を使用したものもありますので、飼料販売業者に確認しましょう。
- 自ら飼料を生産する場合は、放射性セシウムの状況について、県にお問い合わせください。
〔 水産物の検査状況については、東日本太平洋側水域を中心に、水産物の放射性物質検査結果が農林水産省のホームページでも公開されています。これは、「水産物の種類毎の放射性物質の検査結果について」で検索できます。 〕
- 魚等の残渣・廃棄物又はこれを原料とする堆肥を販売・譲渡する場合は、生産状況の情報を適切に提供しましょう。

<飼料の放射性セシウムの暫定許容値>
養殖魚用飼料（観賞魚用を除く）1キログラムあたり100ベクレル

このことに関するお問い合わせは

〇〇県〇〇課

〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

肥料・土壌改良資材・培土の製造業者
(堆肥センター等を含む)の皆様へ
〈暫定許容値を超えない肥料等の生産のために〉

- 暫定許容値を下回る肥料・土壌改良資材・培土を出荷しましょう。
- 暫定許容値を超えないよう、原料確認を確実に行いましょう。

- 1 今回の原発事故により放射性セシウムに汚染された可能性のある、家畜排せつ物、魚粉、わら、もみがら、樹皮、落ち葉、雑草、残さなどの様々な国産肥料原料由来の堆肥を含む肥料・土壌改良資材・培土が製造されるため、これらを対象にセシウムの暫定許容値を設定しました。

〈肥料・土壌改良資材・培土の放射性セシウムの暫定許容値〉
400ベクレル/kg(製品重量)

- 2 このため、肥料・土壌改良資材・培土の製造業者の皆様は、
- ① 公表されている国産農畜水産物や雑草・土壌等のモニタリングデータ等を勘案して、
 - ② 原料や製品中のセシウムの含有量の確認方法など具体的な手順を定めて、製造・品質管理を適切かつ確実にを行い、製品が暫定許容値400ベクレル/kgを十分に下回るよう製造管理を行いましょ。

このことに関するお問い合わせは

〇〇県〇〇課

〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

飼料・飼料原料の集荷業者の皆様へ

販売先の畜産農家が生産する乳・肉・卵が、食品衛生法上の暫定規制値を超えないよう、以下に気をつけて下さい。

○集荷する飼料や飼料原料の生産地や生産時期、生産方法などの情報を確認し、販売・譲渡先に提供しましょう。

○集荷する飼料・飼料原料に関して、地域における放射性セシウムの状況は県にお問い合わせ下さい。

<飼料の放射性セシウムの暫定許容値>

牛・馬・豚・家きん等用のすべての飼料

1キログラムあたり 300ベクレル

このことに関するお問い合わせは

〇〇県〇〇課

〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

肥料・土壌改良資材・培土の販売業者の皆様へ

販売先の農家が生産する農産物が食品衛生法上の暫定規制値を超えないよう、以下に気をつけて下さい。

- 暫定許容値を下回る肥料・土壌改良資材・培土（以下肥料等と総称します。）を販売しましょう。
- 肥料等を購入、販売する際は、その肥料等が製造、輸送、保管時に放射性セシウムに汚染されないように取り扱われたものであることを購入元に必ず確認しましょう。
- 由来や管理状況が不明な肥料等は、取り扱わないようにしましょう。
- 輸送、保管する場合は、必要に応じて肥料等をシートで覆うなど、肥料等が放射性セシウムに汚染することのないよう十分に注意しましょう。

肥料・土壌改良資材・培土（以下肥料等と総称します。）の販売業者は、以下の事項を確実に遵守しましょう。

- 1 肥料等を購入、販売する場合は、その肥料等の放射性セシウムの測定結果や使われた原料や製造方法を尋ね、暫定許容値を下回る肥料等であることを、購入元に必ず確認しましょう。
- 2 由来や管理状況が不明な肥料等は取り扱わないでください。
- 3 輸送、保管する場合は、
 - ・屋内で保管する、必要に応じシートで覆う、
 - ・密閉容器又はシートなどで覆って輸送する、などにより、肥料等が輸送・保管中にセシウムに汚染されることを確実に防止しましょう。
- 4 上記の情報を顧客へ情報提供しましょう。

<肥料・土壌改良資材・培土の放射性セシウムの暫定許容値>
400ベクレル/kg（製品重量）

このことに関するお問い合わせは

〇〇県〇〇課

〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

飼料販売業者の皆様へ

販売先の畜産農家や養殖業者が生産する畜水産物が食品衛生法上の暫定規制値を超えないよう、以下に気をつけてください。

- 暫定許容値を下回る飼料を販売しましょう。
- 飼料を購入、販売する際は、その飼料が製造、輸送、保管時に放射性セシウムに汚染されないように取り扱われたものであることを購入元に必ず確認しましょう。
- 由来や管理状況が不明な飼料は、取り扱わないようにしましょう。
- 輸送、保管する場合は、必要に応じて飼料をシートで覆うなど、飼料が放射性セシウムに汚染されることのないよう十分に注意しましょう。

飼料販売業者は、以下の事項を確実に遵守しましょう。

- 1 濃厚飼料を購入、販売する場合は、その飼料が有害物質混入防止ガイドラインに則り、セシウムが暫定許容値を超えないように工程管理がなされているであることを、購入元に必ず確認しましょう。
粗飼料を購入、販売する場合は、購入元にその粗飼料の生産地、生産時期、生産方法などを聞いて、暫定許容値を下回っていることを確認しましょう。生産地域におけるセシウムの状況は、生産県に問い合わせましょう。
- 2 由来や管理状況が不明な飼料は、取り扱わないでください。
- 3 輸送、保管する場合は、
 - ・放射性物質に汚染されたものから遠ざける、
 - ・屋内で保管し、必要に応じシートで覆う、
 - ・密閉容器又はシートなどで覆って輸送する、
 などにより、飼料が輸送、保管中にセシウムに汚染されることを確実に防止しましょう。
- 4 有害物質混入防止ガイドラインに則り、輸送及び保管に関する手順を定めましょう。また、輸送、保管を他社に委託する場合は、受託業者において手順が遵守されていることを確認しましょう。

<飼料中の放射性セシウムの暫定許容値>

		放射性セシウム
牛・馬・豚・家きん等用飼料	300 Bq/kg以下	濃厚飼料：現物ベース 粗飼料：水分80%換算
養殖魚用飼料(観賞魚用を除く。)	100 Bq/kg以下	(現物ベース)

※ 有害物質混入防止ガイドラインについては、別添のパフレットを参照してください。また、詳細は、「有害物質混入防止ガイドライン」で検索して、農林水産省のホームページを参照してください。

(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryoyugai.html>)

このことに関するお問い合わせは
〇〇県〇〇課 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

水産物加工・販売業者の皆様へ (養殖業者に飼料を販売する方々)

販売先の養殖業者が生産する水産物が、食品衛生法上の暫定規制値を超えないよう、以下に気をつけて下さい。

- 暫定許容値を下回る飼料を販売、譲渡しましょう。
- 飼料用魚類の漁獲海域、漁獲時期などを確認し、放射性セシウムの状況については、県にお問い合わせください。

水産物の検査状況については、東日本太平洋側水域を中心に、水産物の放射性物質検査結果が農林水産省のホームページでも公開されています。これは、「水産物の種類毎の放射性物質の検査結果について」で検索できます。

- 譲渡する飼料の放射性セシウムレベルや履歴を確認し、販売・譲渡先にその情報を提供しましょう。

<飼料の放射性セシウムの暫定許容値>
養殖魚用飼料（観賞魚用を除く）1キログラムあたり100ベクレル

このことに関するお問い合わせは

〇〇県〇〇課

〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

肥料・土壌改良資材・培土又はその原料の集荷業者の
皆様へ

使用する農家が生産する農産物が食品衛生法上の暫定規制値を超えないよう、以下に気をつけて下さい。

- 集荷する肥料・土壌改良資材・培土やその原料の生産地や生産時期、生産方法などの情報を確認し、販売・譲渡先に適切に提供しましょう。
- 集荷する肥料・土壌改良資材・培土やその原料に関して、地域における放射性セシウムの状況は県にお問い合わせください。

<肥料・土壌改良資材・培土の放射性セシウムの暫定許容値>
400ベクレル/kg（製品重量）

このことに関するお問い合わせは

〇〇県〇〇課

〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

飼料・飼料原料の集荷業者の皆様へ

販売先の畜産農家が生産する乳・肉・卵が、食品衛生法上の暫定規制値を超えないよう、以下に気をつけて下さい。

○集荷する飼料や飼料原料の生産地や生産時期、生産方法などの情報を確認し、販売・譲渡先に提供しましょう。

○集荷する飼料・飼料原料に関して、地域における放射性セシウムの状況は県にお問い合わせ下さい。

<飼料の放射性セシウムの暫定許容値>

牛・馬・豚・家きん等用のすべての飼料

1キログラムあたり 300ベクレル

このことに関するお問い合わせは

〇〇県〇〇課

〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

めん羊・山羊・鹿を飼養している皆様へ

食品衛生法上の暫定規制値を超える乳・肉を生産しないよう、以下に気をつけて下さい。

○めん羊、山羊、鹿は、牛に比べて放射性物質が体内に移行する割合が大きいので、牛と同じ飼料を与えると、生産される乳や肉が食品衛生法上の暫定規制値を超える可能性が高くなります。

○さらに、牛に比べて、放牧時に牧草の根に近い部分まで採食するので、土に含まれる放射性物質の影響を受けやすくなります。

○このため、厳格な飼養管理が必要です。

①東北・関東では、当面放牧はやめましょう。

②飼料は、放射性セシウム濃度ができるだけ低いものを使いましょう。

<参 考>

放射性セシウムの飼料から畜産物への移行係数(最大値)

	肉	乳
牛	0.096	0.068
羊	1.3	0.32
山羊	1.9	0.33
鹿	2.8*	—

※1試験のみ

同じセシウム濃度の飼料を与えた場合、移行係数の数値が大きい方が、乳や肉中の濃度が高くなります。

このことに関するお問い合わせは

〇〇県〇〇課

〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇